

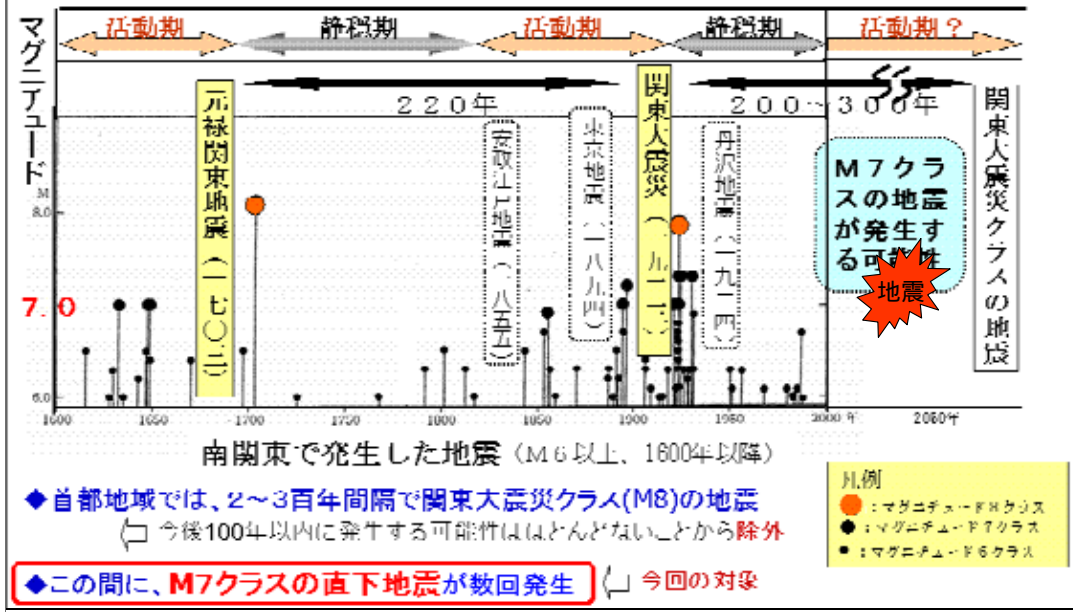
# 災害と都市計画マスタープランの関係

葛飾区都市整備部

第3回の勉強会において、首都大学東京の中林先生から、「防災まちづくり」と「復興まちづくり」の必要性について、講演いただきましたが、今日は、その講演を振り返りながら、災害と都市計画マスタープランの関係について、少しを時間を頂、お話したいと思います。

# 切迫する首都直下地震の規模

M 8 (海溝型) 100年静穏 M 7 (直下地震) 数回 M 8 (海溝型) 83年静穏 …21世紀に



第3回の講演でも話があったが、文部科学省地震調査委員会の長期評価によると、首都直下地震が30年以内に70%の確立で発生すると評価されている。

予想される規模ですが、

首都地域では2~3百年間隔で関東大震災クラス(マグニチュード8クラス)の地震が発生。従って、マグニチュード8クラスの地震が、今後100年以内に発生する可能性は低い。

この間にマグニチュード7クラスの直下地震が数回発生。

首都の直下でおこる地震対策を真剣に検討すべき対象はマグニチュード7クラスの地震であり、急務。

## 東京都にみる3つの震災対策

	防災都市づくり 推進計画	地域防災計画	震災復興グランド デザイン /マニュアル
直接被害(1次被害)軽減			
直接被害(2次被害)軽減			
間接被害の軽減			

東京都では、地震動による直接被害の発生を防ぐ防災都市づくりや

災害発生後の直接被害の拡大を軽減する地域防災計画などに基づく防災訓練

間接被害を軽減し、できる限りは早く通常の生活を取り戻す震災復興などの取り組みが進められている。

## 4 . 東京都の事前復興対策

震災復興マニュアル（施策編） / （プロセス編） / 震災復興ランドデザイン



復興の考え方については、国に先行する形で、検討が進められ、間接被害の軽減を目指し取り組んでおり、

震災復興マニュアルの作成や、震災復興ランドデザインの作成などを進めている。

## 本区における事前復興の取り組み

- 「復興図上訓練」(東京都)
- \* 行政職員による都マニュアル「復興施策」の実践的訓練
- \* 都市整備局主導で1998年度から毎年開催
- 「復興まちづくり模擬訓練」
- \* 復興まちづくりプロセスの検証と地域社会との共有化
- \* 新小岩地区(平成17年度)、堀切地区、(平成20年度)
- 「復興マニュアル・復興条例づくり」
- \* 区民と区が協働して取り組む復興まちづくりの手順等をマニュアル化(平成20年度)
- \* 都市復興を進めるための手続きなどを定める条例の制定(平成22年4月施行予定)

本区においても

東京都全体としての復興図上訓練に毎年多くの職員が参加し、

区独自の地域の方々との取り組みとして、新小岩地区及び堀切地区において、「復興まちづくり模擬訓練」を実施してきた。

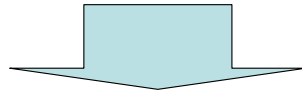
また、東京都が示した時限的市街地の考え方を本区でどのように取り組むかを模擬訓練を通じ検討し、昨年度復興マニュアルの取り組みをすすめた。

更に、マニュアルの手続きなどをまとめた条例づくりを今年度進めている。

災害に強い「まち」にするための  
「防災まちづくりの方針」と「復興まちづくりの方針」  
を考えてみよう。

「都市計画マスタープランで目指すのが、20年後のまち」  
であるとすれば、

「30年以内に70%の確立の直下地震に備える」とは  
「被害想定」に基づいて、都市計画マスタープランで  
「震災復興想定」をしておくことではないか？！



『葛飾区・震災復興グランドデザイン』

このような現状の取り組みを受け、

「都市計画マスタープランで目指すのが、20年後のまち」であるとすれば、

「30年以内に70%の確立の直下地震に備える」ためには「被害想定」に基づいて、

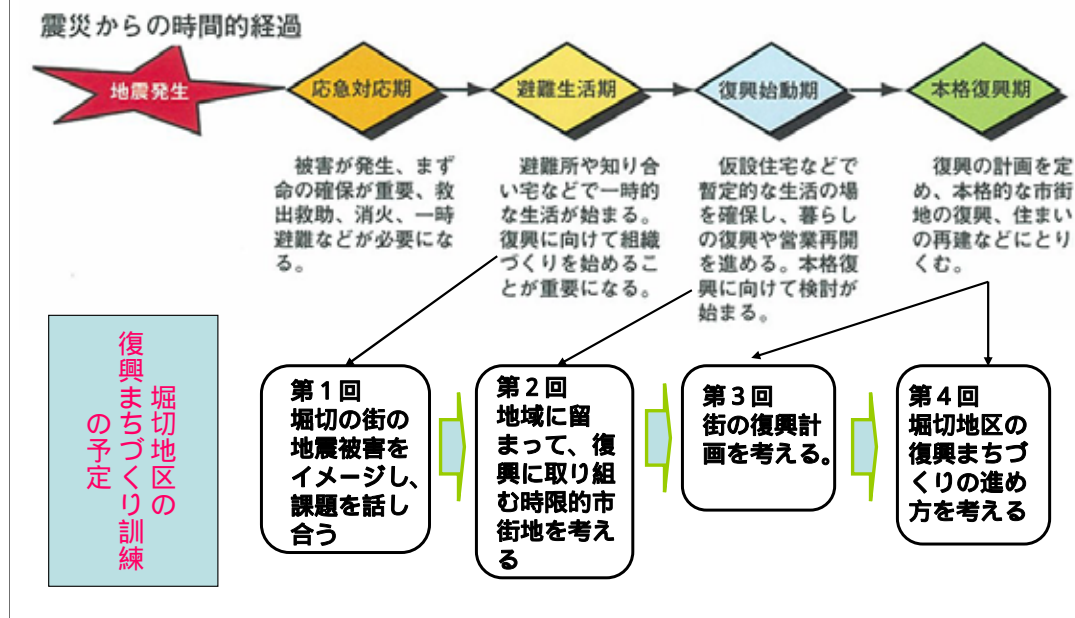
都市計画マスタープランの中で「震災復興想定」をしておくことが必要ではないか？！

という中林先生からのメッセージがありました。

『葛飾区・震災復興グランドデザイン』

# 堀切地区・震災復興まちづくり訓練

## ～震災後の時間の経過に即して訓練する～

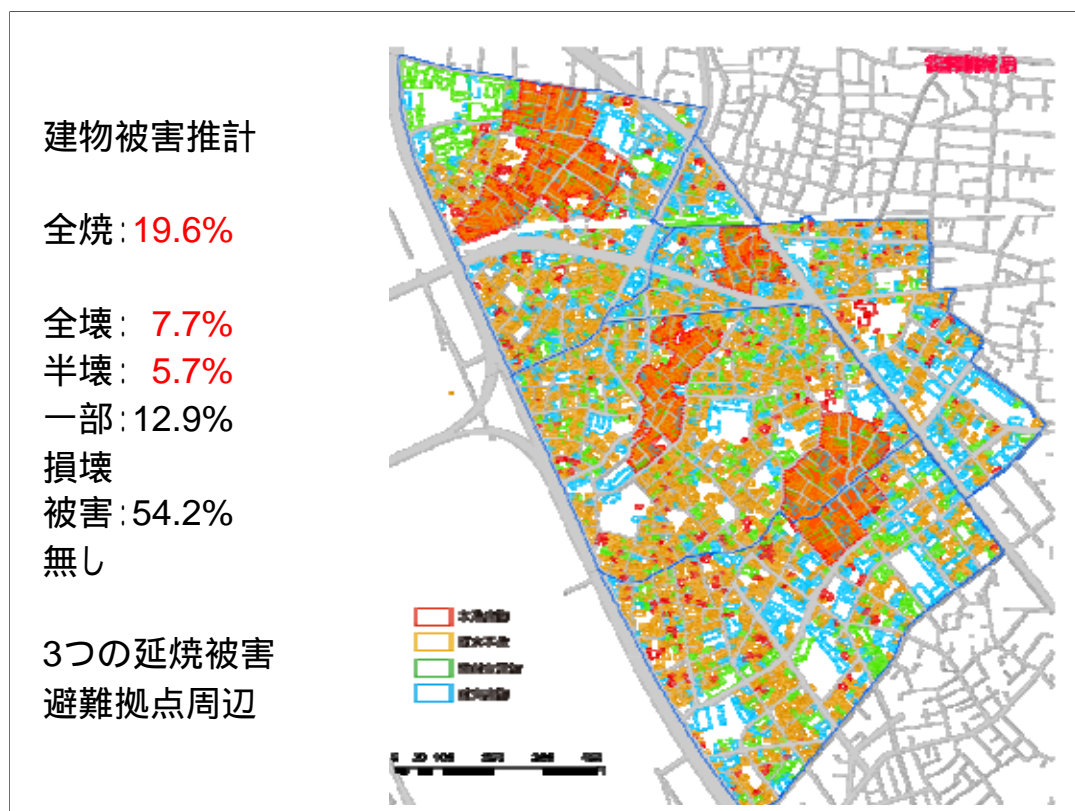


このことを、平成20年度に実施した堀切地区の「震災復興まちづくり訓練」を事例に考えてみたいと思います。

訓練では、第1回として、地震の被害のイメージを共有し、

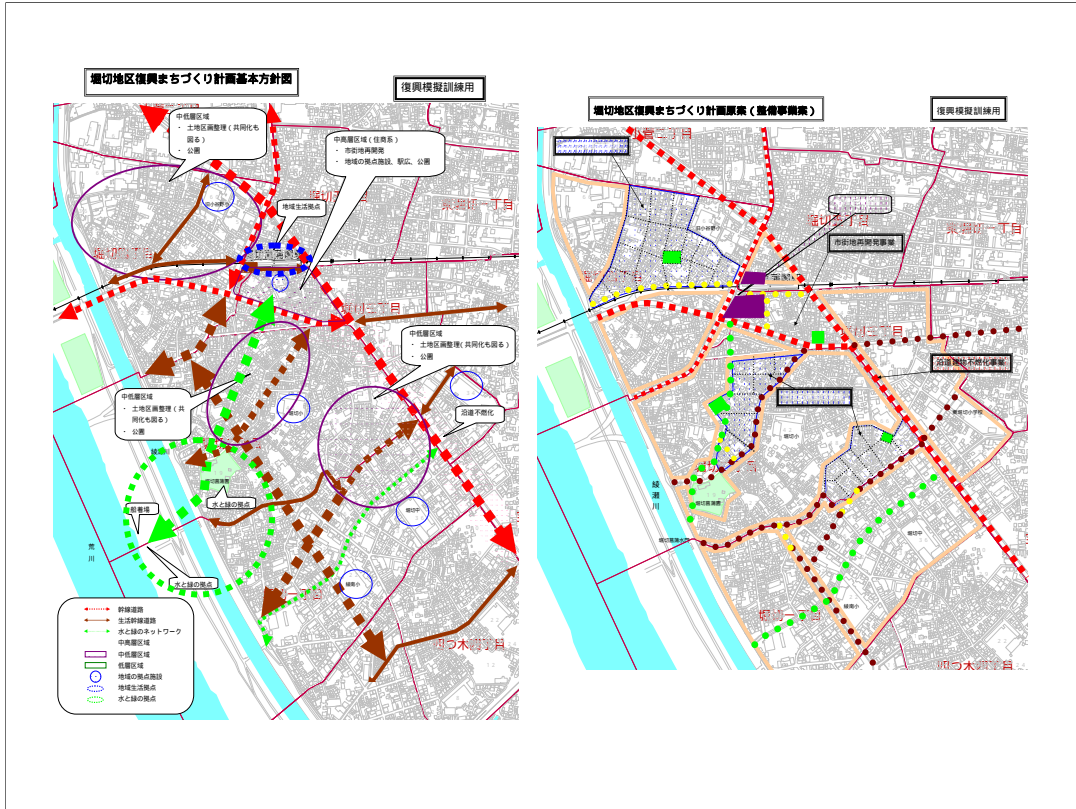
第2回では、地域にとどまって復興を進めるにはどうすれば良いかを仮設住宅の模型などを用い話し合い

第3回4回では、復興まちづくりの目標や、復興計画の検討を進めた。



これがそのときに想定した被害状況ですが、4つのエリアで全焼地域が広がっている。

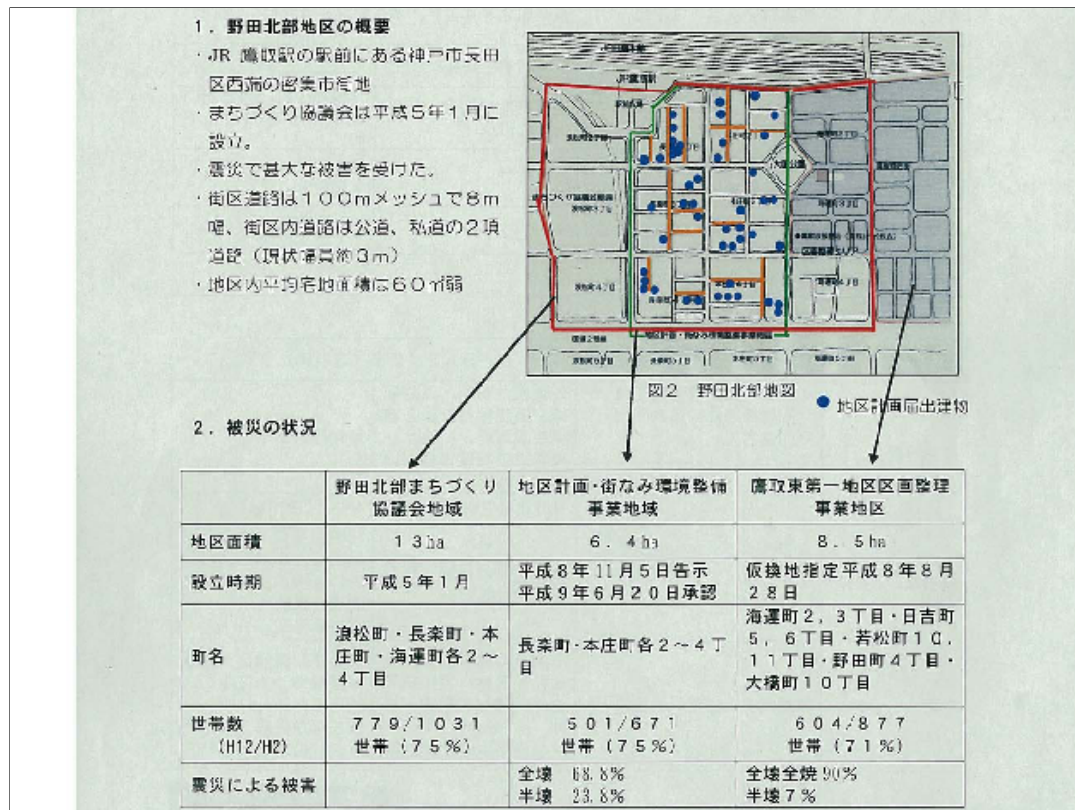




基本方針図では、骨格となる道路や、面的整備の必要性を示し

計画案では、区画整理や市街地再開発等、具体的な適用事業にまで踏み込んだ計画を策定した。





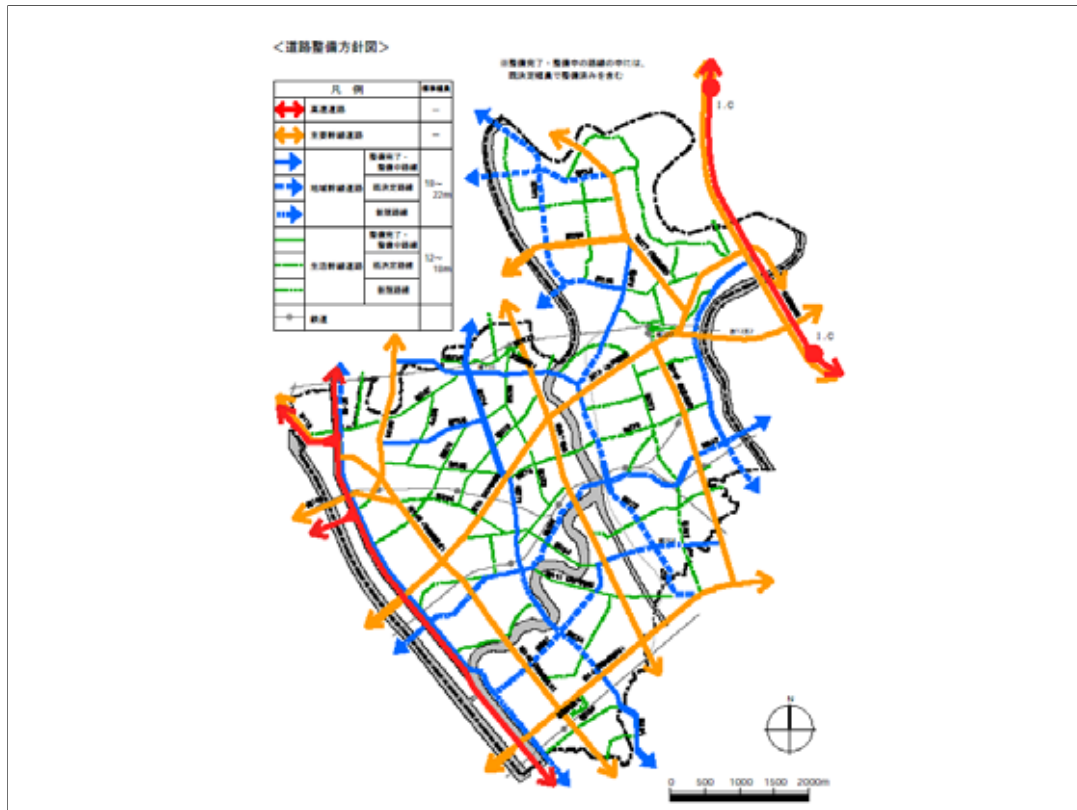
これは阪神淡路大震災における野田北部地域での事例ですが

当該地域は、発災する前の平成5年から地域の方と行政が連携し、地区計画の検討などが進められていました。

こういった取り組みがあったことから、このエリアの復興については、迅速・円滑に進んだと聞いていますが、

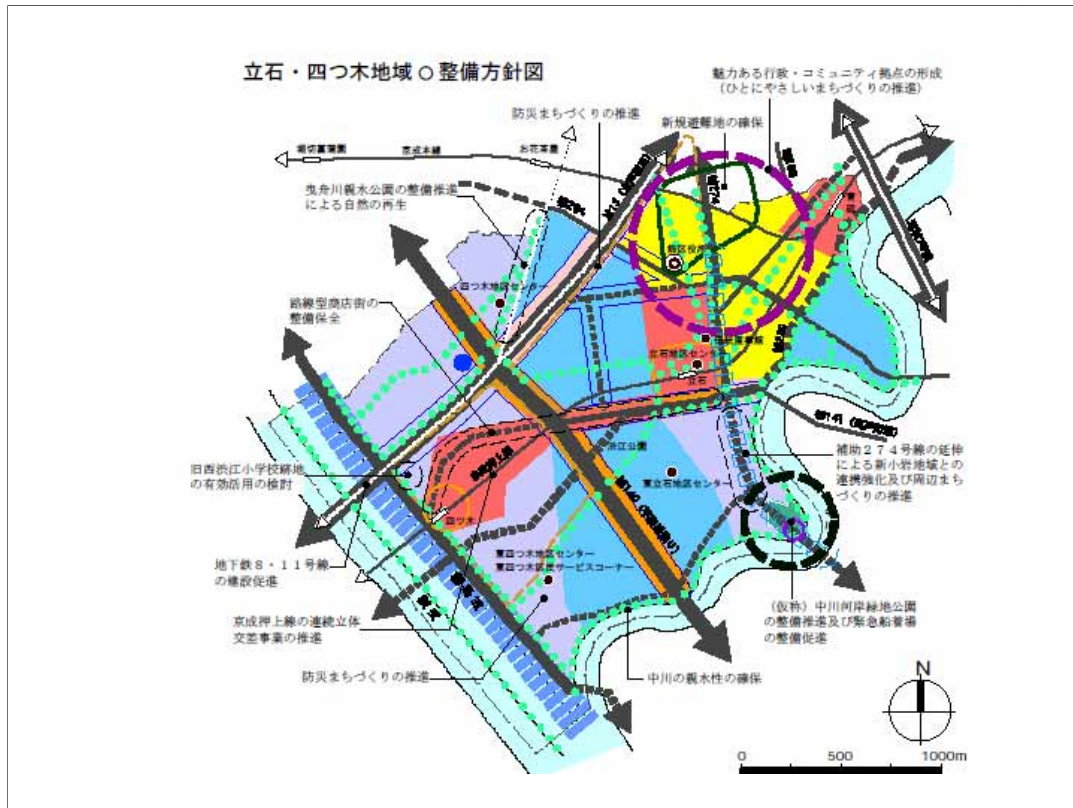
全壊・全焼被害が90%以上となった地区については、面的整備である区画整理事業が実施されており、

震災が起きたことで、まちづくりの方向性が変更されている。



また、現在の都市計画マスタープランにおける道路整備方針図ですが、

既に都市計画決定している道路と、構想路線が1枚の中に表現されており、優先度や重要度などが図面からは読み取れない状況にあるなど、課題があります。



また、現都市マスの立石・四つ木地域の整備方針図には、補助274号線の延伸が示されており、

この方針に基づき、274号線の延伸について、地域の方々を含めた検討を進めました、

現在は、防災街区整備地区計画を活用し、地区内の防災生活道路として事業が進められている。

今回の見直しの中でも、このことが議論されており、中期的にはこの防災生活道路の整備として早期に事業を進めることが必要です。しかし、このような整備が進んだ中で、不幸にも震災などにおいて、甚大な被害を受けることがあった場合などには、幹線道路の整備を含めた復興まちづくりの検討が必要となります。そのような場合、何もない状態からでは、早期の復興が望めないことから、事前に復興時に計画すべき路線として位置づけしておくことが必要ではないかとの意見がこの勉強会において出ています。



幹線道路以外においても、平常時のまちづくりにおいては、中々進展しないスーパー堤防の整備など、

いざと言う時に検討すべき事業があり、このような事業をあらかじめ都市計画マスタープランの全体構想として位置づけることや

#### **土地区画整理事業等の面的な市街地整備により復興を検討すべき地区**

- ・ 木造密集地域では、土地区画整理事業等を導入し、持続的に更新可能な街並みの形成を目指す。
- ・ 土地利用のポテンシャルの高い地区は、土地区画整理や再開発などを軸としたまちづくりを目指す。

#### **密集市街地の改善系の事業で道路と街並みの総合的な復興を検討すべき地区**

- ・ 小規模な敷地が密集しているが、道路が格子状に形成されている地区では、既存の道路網を基礎に壁面線の指定や拡幅事業で地区道路を確保する。また、敷地の共同化や協調建替え、地区内の敷地整序を行う。
- ・ 未整備の都市計画道路や構想路線がある場合は、沿道型の土地区画整理事業を適用する。
- ・ 大きい敷地や不接道敷地が少ない地区では、部分的な道路や公園整備、戸建ての再建で復興を行なう。

#### **誘導型の街並み形成で復興を検討すべき地区**

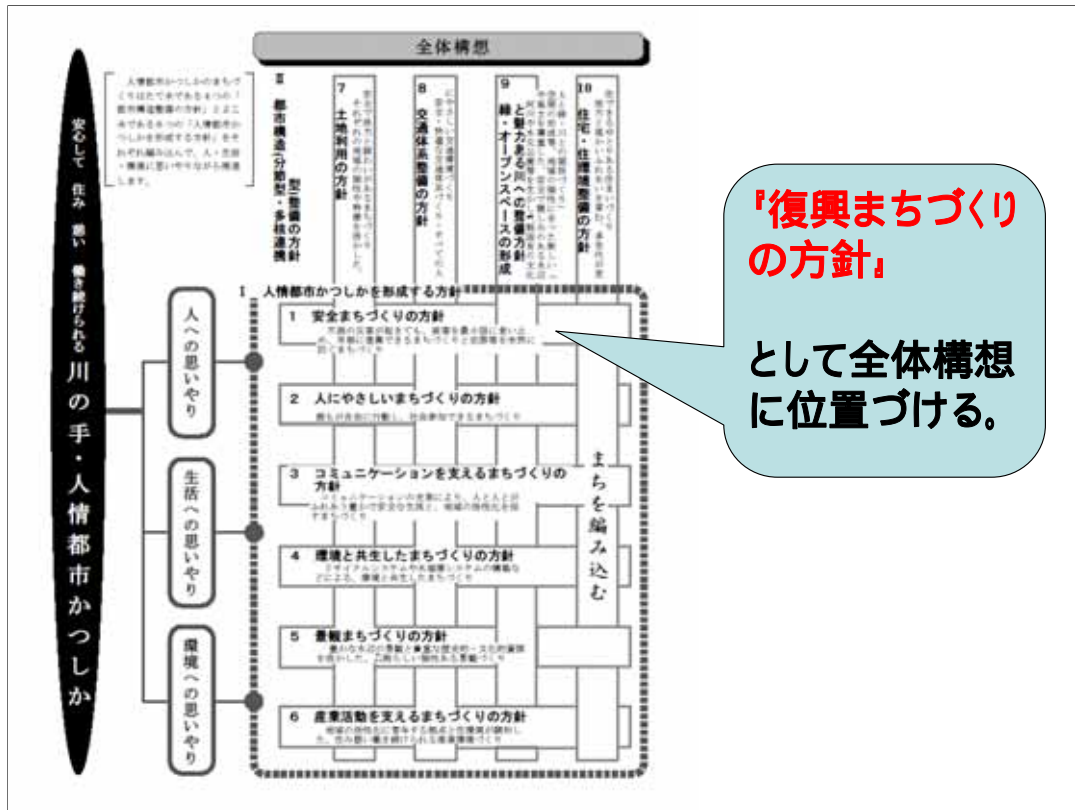
- ・ 良好な街並み形成のため、地区計画を導入し、そのルールのもとで復興を行なう。

#### **個別不燃化再建を主体に、可能な箇所共同化・ミニ再開発による復興を検討すべき地区**

- ・ 良好な街並みを形成しているが、更なる商業・業務系用途の機能強化が必要な地域については、可能な箇所について共同化などによる復興を行なう。

東京都の地域危険度調査や、まちづくりの現状などを踏まえ、

地域ごとの復興の方向性を、例えば、「土地区画整理事業等の面的な市街地整備により復興を検討すべき地区」や、「密集市街地の改善系の事業で道路と街並みの総合的な復興を検討すべき地区」などに分類し、位置づけるなど



中林先生から提示のあった葛飾区版復興プランでデザインについて、策定委員会の中で、更に検討を進め、「復興まちづくりの方針」として全体構想に位置づけるなどを考えている。